

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第26条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第2項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の4第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の5第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の5第2項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の9第1項
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の8第3項・第4項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第2項第2号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の14
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の19第1項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の21第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 第31条の23において準用する第4条第1項第11号に該当することとなった場合で事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の25第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の25第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第34条第1項
処 分 の 概 要：飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第34条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条
処 分 の 概 要：興行場営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の2
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第1項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係 （電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程」（平成24年和歌山県公安委員会規程第5号）のとおり
問 合 せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係（電話 073-423-0110 内線 3053）
備 考：

和歌山県公安委員会規程第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程を次のように定める。

平成24年7月26日

和歌山県公安委員会委員長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分の基準に関する規程（昭和60年和歌山県公安委員会規程第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、許可の取消し又は営業の廃止若しくは停止を命ずる場合における量定等の基準を定めるとともに、指示又は措置命令をする場合における基準及び内容を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令違反行為 法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条、第35条の2若しくは第35条の4に掲げる罪に当たる違法な行為（以下「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。
- (2) 指示処分 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (3) 措置命令 法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づき、映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該営業を営む方法について、18歳未満の者を客としないため必要な措置を講ずべきことを命ずることをいう。
- (4) 取消し 法第26条第1項の規定に基づき風俗営業の許可を取り消すこと、及び第31条の25第1項の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
- (5) 営業停止命令 法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受

託営業の停止を命ずることをいう。

- (6) 営業廃止命令 法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

(指示処分の基準)

第3条 法その他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法に基づく処分、法第3条第2項の規定に基づき付された条件並びに法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）及び第2項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、次の各号に掲げる基準に従い、必要な指示をするものとする。

- (1) 風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は、指示をしないこと。
- (2) 法に基づく処分又は法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、取消し又は営業の停止若しくは廃止の対象であることに留意すること。
- (3) 指示は、比例原則に従って行うこと。
- (4) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (5) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (6) 指示は、1の違反について1回行うものとする。

(指示の手続)

第4条 指示をするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与しなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により技術的な基準に従うことを指示する場合は、この限りでない。

- 2 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第112条第1項の書面に審査請求をすることができる旨を記載して行うものとする。

(指示の内容)

第5条 公安委員会は、違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、法令違反の状態が指示後直ちに解消させることが困難なものである場合は、当該違反の態様に応じ、必要最小限の猶予期間を設けるほか、必要に応じ、当該違反の状態を解消するための方法を当該指示に盛り込むものとする。

- 2 公安委員会は、違反の状態が解消された場合にあつては、将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとするほか、状況に応じて、前項の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

(指示をした後の措置)

第6条 公安委員会は、指示をした後、当該指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止命令等の処分を行うものとする。

(措置命令の基準)

第7条 公安委員会は、法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、次の各号に掲げる基準に従い、措置命令をするものとする。

- (1) 措置命令は、比例原則に従って行うこと。
- (2) 措置命令は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (3) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (4) 措置命令は、1の違反について1回行うものとする。

(措置命令の手続等)

第8条 第4条(第1項ただし書を除く。)及び第5条の規定は、前条の措置命令を行う場合に準用する。この場合において、「指示」とあるのは、「措置命令」と読み替えるものとする。

2 公安委員会は、措置命令をした後、当該措置命令に違反していないかどうか確認するものとする。

(指示処分との関係)

第9条 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令(法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定によるものを除く。)又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示をし、当該指示処分に違反した場合に行うものとする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次の各号に定める場合は、指示をせずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの(法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。)を短期間に繰り返し、指導又は警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致された場合に限る。)
- (4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

第10条 取消し又は営業停止命令(法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。)の量定(以下「量定」という。)の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表のとおりとする。

- (1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

区分	内容
A	風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては6月の営業停止命令
B	40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は3月
C	20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は40日
D	10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は20日（別表の1の(27)にあつては基準期間1月）
E	5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は14日
F	5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は7日
G	指示処分（ただし、当該指示処分に違反した場合は、当該指示処分違反を処分事由とする営業停止命令）
H 1	5日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は違反内容に応じて決定
H 2	20日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は30日
H 3	5日以上30日以下の営業停止命令。基準期間は10日

- (2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

区分	内容
A	8月の営業停止命令
B	2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は4月
C	1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は2月
D	20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は1月
E	10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は20日
F	5日以上40日以下の営業停止命令。

(取消し)

第11条 取消しは、第16条第1項に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、第10条及び第14条から第16条までに定めるところにより量定の長期が6月に達した場合で、第17条第2項第1号に掲げる事由が複数あること又はその程度が著しい等の事情があることから、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いと認められる等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(営業廃止命令)

第12条 営業廃止命令は、第10条及び第14条から第16条までに定めるところにより量定の長期が8月に達した場合で、第17条第2項第1号に掲げる事由が複数あること又はその程度が著しい等の事情があることから、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いと認められる等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないとして判断されるときに行うものとする。

(情状による軽減)

第13条 公安委員会は、取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに代えて営業停止命令を行うことができる。この場合における

量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

(営業停止命令の併合)

第14条 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、1の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときは、当該処分の量定をAとし、量定がAに相当するものが含まれていないときは、当該処分の量定を各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間（各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものに限る。）を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長いものを短期とする。

(観念的競合)

第15条 2以上の処分事由に該当する1の法令違反行為について営業停止命令を行う場合において、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときは、当該処分の量定をAとし、量定がAに相当するものが含まれていないときは、当該処分の量定をそれらの処分事由に係る量定の長期のうち最も長いものを長期とし、それらの処分事由に係る量定の短期のうち最も長いものを短期とする。

(常習違反加重)

第16条 公安委員会は、風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等（以下この条において「営業者等」という。）が法令違反行為を行った場合で、当該営業者等が当該違反行為を行った日から起算して過去1年以内に当該違反行為と同種の法令違反行為（処分の量定が2月以上の営業停止命令のものに限る。）を行っていたときは、その量定にかかわらず、取消しを行うものとする。

2 法令違反行為を行った営業者等が、当該違反行為を行った日から起算して過去3年以内に営業停止命令を受けた者である場合に行う営業停止命令の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について第10条及び第13条から第15条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ過去3年間に営業停止命令を受けた回数²の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

第17条 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合の営業の停止を命ずる期間は、第10条に定める基準期間（第14条の規定による場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間、第15条の規定による場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間、第16条第2項の規定による場合は、当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間）とする。

2 公安委員会は、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、前項の規定にかかわらず、情状により、第10条及び第13条から第16条までに定める量定の範囲内においてその処分を加重し、又は軽減するものとする。

(1) 処分を加重すべき事由であって次に掲げるもの

ア 違反行為を行った日から起算して過去3年以内に同一の処分事由により行政処分を受けたこと。

イ 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

エ 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

オ 悔悛の情が見られないこと。

カ 付近の住民からの苦情が多数あること。

キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

ク 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

(2) 処分を軽減すべき事由であって次に掲げるもの

ア 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

イ 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

ウ 違反行為を行った日から起算して過去3年以内において処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

エ 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

3 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づき営業の停止を命ずる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定による取消しに伴う場合 6月

(2) 法第30条第2項の規定による営業廃止命令に伴う場合 8月

(3) 法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定による営業停止命令に伴う場合 当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間

（営業停止命令等と他の行政処分との関係）

第18条 公安委員会は、取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

2 公安委員会は、営業停止命令を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

（営業停止命令に係る期間の計算）

第19条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、1月を30日として計算するものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則 （令和4年6月3日公安委員会規程第10号）

この規程は、令和4年6月3日から施行する。

附 則 （令和5年7月27日公安委員会規程第11号）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則 （令和6年12月5日公安委員会規程第13号）

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

別表

営業区分	法令区分	処 分 事 由	関 係 条 項	量定
1 風俗営業者 に対する許可 の取消し又は 営業停止命令 (法第26条第 1項)	法若しくは法 に基づく命令 又は法に基づ く条例の規定 に違反する行 為	(1) 無許可風俗営業	法第3条第1項及 び第49条第1号	A
		(2) 許可証亡失・滅失届出 義務違反	法第5条第4項	G
		(3) 許可証等掲示義務違反	法第6条及び第55 条第1号	G
		(4) 相続承認時許可証書換 え義務違反	法第7条第5項及 び第55条第2号	G
		(5) 合併承認時許可証書換 え義務違反	法第7条の2第3 項(第7条第5項) 及び第55条第2号	G
		(6) 分割承認時許可証書換 え義務違反	法第7条の3第3 項(第7条第5項) 及び第55条第2号	G
		(7) 構造・設備の無承認変 更、偽りその他不正な手 段による変更に係る承認 の取得	法第9条第1項並 びに第50条第1項 第1号及び第2号	A
		(8) 変更届出義務違反	法第9条第3項及 び第55条第3号	F
		(9) 変更届出に係る許可証 書換え義務違反	法第9条第4項	G
		(10) 特例風俗営業者の営業 所の構造又は設備の変更 に係る届出義務違反	法第9条第5項後 段及び第54条第2 号	E
		(11) 許可証返納義務違反	法第10条第1項第 3号及び第55条第 4号	G
		(12) 不正の手段による認定 の取得	法第10条の2第1 項及び第50条第1 項第3号	B
		(13) 特例風俗営業者認定申 請書等虚偽記載	法第10条の2第2 項及び第54条第3 号	E
		(14) 認定証亡失・滅失届出 義務違反	法第10条の2第5 項	G
		(15) 認定証返納義務違反	法第10条の2第7 項第2号及び第3 号並びに第55条第	F

	5号	
(16) 名義貸し禁止違反	法第11条及び第49条第3号	A
(17) 構造・設備維持義務違反	法第12条	D
(18) 営業時間制限違反	法第13条第1項及び第2項	C
(19) 迷惑行為防止措置義務違反	法第13条第3項	D
(20) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第13条第4項	D
(21) 照度規制違反	法第14条	E
(22) 騒音・振動規制違反	法第15条	D
(23) 広告・宣伝規制違反	法第16条	D
(24) 料金表示義務違反	法第17条	G
(25) 年少者立入禁止表示義務違反	法第18条	G
(26) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第18条の2	D
(27) 遊技料金等規制違反	法第19条	D
(28) 遊技機規制違反	法第20条第1項	B
(29) 遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	法第20条第10項(第9条第1項)並びに第50条第1項第1号及び第2号	A
(30) 遊技機変更届出義務違反	法第20条第10項(第9条第3項第2号)及び第55条第3号	D
(31) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年和歌山県条例第1号。以下「条例」という。)の遵守事項違反	法第21条及び条例第7条	H2又はH3
ア 卑わい行為等防止義務違反(45を除く。)	条例第7条第1項第1号	H2
イ 客の就寝又は宿泊防止義務違反	条例第7条第1項第2号	H3
ウ 客の求めない飲食物の提供義務違反	条例第7条第1項第3号	H3
エ 客室等への施錠防止	条例第7条第1項	H3

義務違反	第4号	
オ 店舗型性風俗特殊営業との兼業禁止違反 (45を除く。)	条例第7条第1項第5号	H 2
カ 不安等を覚えさせる方法での呼び込み禁止違反	条例第7条第1項第6号	H 3
キ 著しく射幸心をそそるおそれのある方法での営業違反	条例第7条第2項第1号	H 3
ク 提供賞品の買い取らせ違反	条例第7条第2項第2号	H 3
(32) 客引き禁止違反	法第22条第1項第1号及び第52条第1号	B
(33) 客引き準備行為禁止違反	法第22条第1項第2号及び第52条第1号	B
(34) 年少者接待業務従事禁止違反	法第22条第1項第3号及び第50条第1項第4号	A
(35) 年少者接客業務従事禁止違反	法第22条第1項第4号及び第50条第1項第4号	A
(36) 年少者の立ち入らせ禁止違反	法第22条第1項第5号、第22条第2項並びに第50条第1項第4号並びに条例第7条第3項	B
(37) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第22条第1項第6号及び第50条第1項第4号	B
(38) 現金等提供禁止違反	法第23条第1項第1号及び第52条第2号	B
(39) 賞品買取り禁止違反	法第23条第1項第2号及び第52条第2号	B
(40) 遊技球等持ち出し禁止違反	法第23条第1項第3号及び第3項並びに第54条第4号	E

	(41) 遊技球等保管書面発行禁止違反	法第23条第1項第4号及び第3項並びに第54条第4号	E
	(42) 賞品提供禁止違反	法第23条第2項及び第52条第3号	C
	(43) 管理者選任義務違反	法第24条第1項及び第54条第5号	E
	(44) 管理者講習受講義務違反	法第24条第7項	G
	(45) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	法第28条第1項及び第2項及び第49条第5号及び第6号並びに条例第10条	A
	(46) 無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22及び第49条第7号	A
	(47) 従業者名簿備付け記載義務違反	法第36条及び第53条第3号	D
	(48) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の2第1項及び第53条第4号	D
	(49) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の2第2項及び第53条第5号	D
	(50) 報告・資料提出義務違反	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	(51) 立入の拒否、妨害又は忌避	法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号	D
他の法令の規定に違反する行為	(52) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226		A

	<p>条の3、第227条第1項 (同法第224条、第225条、 第226条、第226条の2又 は第226条の3の罪を犯 した者を幫助する目的に 係る部分に限る。以下こ の項において同じ。)若 しくは第3項(営利又は わいせつの目的に係る部 分に限る。以下この項に おいて同じ。)又は第228 条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の 2、第226条の3又は第 227条第1項若しくは第 3項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為</p>	
(53)	<p>刑法第136条若しくは 第137条(これらの規定 中販売又は販売目的の所 持に係る部分に限る。)、 第139条第2項、第140条、 第176条、第177条、第179 条から第182条まで、第1 87条又は第223条の罪に 当たる違法な行為</p>	B
(54)	<p>組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に関 する法律(平成11年法律 第136号。以下「組織的 犯罪処罰法」という。) 第3条第1項(第5号又 は第6号に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法 な行為</p>	A
(55)	<p>組織的犯罪処罰法第3 条(第1項第9号に係る 部分に限る。)、第4条 (同法第3条第1項第9 号に係る部分に限る。) 又は第6条(第1項第2</p>	B

	号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
(56)	<p>暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為</p> <p>ア 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務</p> <p>イ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務</p> <p>ウ 面識のない異性と一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アに該当するものを除く。）</p>	D
(57)	(56)に規定する手段によって、客に(56)ア、イ若しくはウに掲げる役務（(56)イに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(58)	売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章の罪に当たる違法な行為	A
(59)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等	A

<p>に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8項条の罪に当たる違法な行為</p>		
<p>(60) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為</p>		B
<p>(61) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</p>		B
<p>(62) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為</p>		A
<p>(63) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪に当たる違法な行為</p>		A
<p>(64) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項又は第2項（同法第</p>		A

34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
(65) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(66) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		E
(67) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(68) (67)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為		B
(69) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為		C
(70) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(71) 毒物及び劇物取締法		D

	(昭和25年法律第303号) 第24条の2第1号の罪に 当たる違法な行為	
	(72) 覚醒剤取締法(昭和26 年法律第252号)第41条 の2(所持又は譲渡に係 る部分に限る。)、第41 条の3(同法第19条若し くは第20条第2項(これ らの規定中他人に対する 施用に係る部分に限る。) 又は同条第3項に係る部 分に限る。)、第41条の 4(同法第30条の7、第 30条の9(譲渡に係る部 分に限る。))又は第30条 の11(他人に対する施用 に係る部分に限る。))に 係る部分に限る。)、第41 条の11又は第41条の13の 罪に当たる違法な行為	B
	(73) 麻薬及び向精神薬取締 法(昭和28年法律第14号) 第64条の2(譲渡、交付 又は所持に係る部分に限 る。)、第64条の3(他 人に対する施用に係る部 分に限る。)、第66条(譲 渡又は所持に係る部分に 限る。)、第66条の2(同 法第27条第1項、第3項 又は第4項(これらの規 定中他人に対する施用又 は施用のための交付に係 る部分に限る。))に係る 部分に限る。)、第66条 の4、第68条の2、第69 条第5号、第69条の5又 は第70条第17号の罪に当 たる違法な行為	B
	(74) あへん法(昭和29年法	B

律第71号) 第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		
(75) 競馬法 (昭和23年法律第158号) 第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(76) 自転車競技法 (昭和23年法律第209号) 第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(77) 小型自動車競走法 (昭和25年法律第208号) 第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(78) モーターボート競走法 (昭和26年法律第242号) 第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(79) スポーツ振興投票の実施等に関する法律 (平成10年法律第63号) 第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(80) 刑法第24章 (礼拝所及び墳墓に関する罪) の罪に当たる違法な行為		D
(81) 関税法 (昭和29年法律第61号) 第69条の11第1項の規定 (第1号及び第7号に係る部分に限る。) に違反する行為 (薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入)	関税法第109条第1項及び第2項	A
(82) 電波法 (昭和25年法律第131号) 第108条 (わいせつな通信の発信) の罪		A

	に当たる違法な行為		
(83)	無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条から第7条まで	D
(84)	当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(85)	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(86)	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(87)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(88)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(89)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第4条第1項若しくは第3項又は第	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F

	5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）		
	(90) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
	(91) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
	(92) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号及び第2項並びに第82条第1項及び第2項	D
	(93) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条及び第8条第1号	D
	(94) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号及び第11条第1号	D

	若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		
(95)	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1号	D
(96)	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(97)	建築基準法（昭和25年法律第201号）第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項及び第10項前段	D
(98)	消防法（昭和23年法律第186号）第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項並びに第17条の4第1項及び第2項	D

		(99) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第2項	D
		(100) その他の法令の規定に違反する行為		H 1
	法に基づく処分又は条件に違反する行為	(101) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	法第16条及び第25条	B
		(102) (101)以外の指示処分違反	法第25条	C
		(103) 営業停止命令違反	法第26条第1項及び第49条第4号	A
		(104) 許可の条件違反	法第3条第2項	C
2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第1項）	法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為	(1) 営業届出義務違反の罪	法第27条第1項及び第3項並びに第52条第4号及び第5号	B
		(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第27条第2項及び第3項並びに第54条第6号	E
		(3) 広告・宣伝の禁止違反の罪	法第27条の2及び第53条第1号	C
		(4) 広告・宣伝の方法違反の罪	法第28条第5項及び第53条第2号	C
		(5) 客引き禁止違反の罪	法第28条第12項第1号及び第52条第1号	B
		(6) 客引き準備行為禁止違反の罪	法第28条第12項第2号及び第52条第1号	B
		(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第28条第12項第3号及び第50条第1項第5号	A
		(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第28条第12項第4号及び第50条第1項第5号	B
		(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止	法第28条第12項第5号及び第50条第	B

	違反の罪	1 項第 5 号	
	(10) 標章破壊等禁止違反の罪	法第31条第4項及び第55条第6号	E
	(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条及び第53条第3号	D
	(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の2第1項及び第53条第4号	D
	(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の2第2項及び第53条第5号	D
	(14) 報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	(15) 立入の拒否、妨害又は忌避の罪	法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号	D
法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	(16) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第		A

	227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
(17)	組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	A
(18)	組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	B
(19)	売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(20)	児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(21)	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(22)	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(23)	労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為	A
(24)	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A

	(25) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
	(26) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
	(27) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
	(28) (27)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
	(29) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
政令で定める重大な不正行為	(30) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
	(31) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア 法第2条第6項第1	D

	<p>号又は第2号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務</p> <p>イ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務</p> <p>ウ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務</p>	
(32)	(31)に規定する手段によって、客に(31)ア、イ若しくはウに掲げる役務（(31)イに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(33)	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(34)	覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41	B

条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(35) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(36) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(37) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(38) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(40) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(41) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32		D

		条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
	法に基づく処分に違反する行為	(42) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第27条第5項及び第29条	C
		(43) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第28条第4項及び第29条並びに条例第11条	C
		(44) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第28条第8項及び第29条	C
		(45) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第9項及び第29条	C
		(46) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第10項及び第29条	C
		(47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第28条第11項(第18条の2)及び第29条	C
		(48) (42)から(47)まで以外の指示処分違反	法第29条	C
		(49) 営業停止命令違反	法第30条第1項及び第49条第4号	A
3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令(法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号)	法に規定する罪に当たる違法な行為	(1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反)	法第28条第1項及び第2項並びに第49条第5号及び第6号並びに条例第10条	A
		(2) 営業届出義務違反の罪	法第31条の2第1項及び第3項並びに第52条第4号及び5号	B
		(3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の2第2項及び第3項並びに第54条第6号	E
		(4) 広告・宣伝の禁止違反の罪	法第31条の2の2及び第53条第1号	C
		(5) 広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の3第1項(第28条第5項)	C

	及び第53条第2号	
(6) 禁止区域内営業の罪 (受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第1項)及び第49条第5号	A
(7) 禁止地域内営業の罪 (受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第2項)及び第49条第6号並びに条例第15条	A
(8) 客引き禁止違反の罪 (受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第12項第1号)及び第52条第1号	B
(9) 客引き準備行為禁止違反の罪(受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第12項第2号)及び第52条第1号	B
(10) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪(受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第12項第4号)及び第50条第1項第5号	B
(11) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪(受付所営業)	法第31条の3第2項(第28条第12項第5号)及び第50条第1項第5号	B
(12) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の3第3項第1号及び第50条第1項第6号	A
(13) 標章破壊等禁止違反の罪(受付所営業)	法第31条の5第3項(第31条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)及び第55条第6号	E
(14) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条及び第53条第3号	D
(15) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の2第1項及び第53条第4号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の2第2項及び第53条第5号	D

	(17) 報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	(18) 立入の拒否、妨害又は忌避の罪	法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号	D
法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	(19) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	(20) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	(21) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

(22) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(23) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(24) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(25) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(26) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(27) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(28) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(29) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B

	(30) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
	(31) (30)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
	(32) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
政令で定める重大な不正行為	(33) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
	(34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
	(35) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の	B

罪に当たる違法な行為		
(36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(37) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(40) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(41) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に		D

	当たる違法な行為		
	(43) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して法第2条第7項第1号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
	(44) (43)に規定する手段によって、客に(43)に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
法に基づく処分に違反する行為	(45) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の2第5項、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
	(46) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第31条の3第1項（第18条の2第1項）、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
	(47) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の3第1項（第28条第8項）、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
	(48) 広告・宣伝に係る青少年利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の3第1項（第28条第9項）、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
	(49) 営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の3第2項（第28条第4項）、第31条の4第1項、	C

			第31条の6第2項第1号及び条例第16条	
		(50) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の3第2項（第28条第10項）、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
		(51) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
		(52) (45)から(51)まで以外の指示処分違反	法第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	C
		(53) 営業停止命令等違反	法第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号並びに第49条第4号	A
4 店舗型電話 異性紹介営業 を営む者に対 する営業停止 命令（法第31 条の15第1項）	法に規定する 罪（法第49条 第5号及び第 6号の罪を除 く。）に当た る違法な行為	(1) 営業届出義務違反の罪	法第31条の12第1項及び第2項（第27条第3項）並びに第52条第4号及び第5号	B
		(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の12第2項（第27条第2項及び第3項）及び第54条第6号	E
		(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の13第1項（第28条第5項）及び第53条第2号	C
		(4) 客引き禁止違反の罪	法第31条の13第2項第1号及び第52条第1号	B
		(5) 客引き準備行為禁止違反の罪	法第31条の13第2項第2号及び第52条第1号	B
		(6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第2項第3号及び第50	A

		条第1項第8号	
	(7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第2項第4号及び第50条第1項第8号	B
	(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第31条の13第2項第5号及び第50条第1項第8号	B
	(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第31条の13第2項第6号及び第50条第1項第8号	B
	(10) 標章破壊等禁止違反の罪	法第31条の16第4項及び第55条第6号	E
	(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条及び第53条第3号	D
	(12) 報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	(13) 立入の拒否、妨害又は忌避の罪	法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号	D
法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	(14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項に		A

<p>において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>		
<p>(15) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>		A
<p>(16) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>		B
<p>(17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為</p>		A
<p>(18) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為</p>		A
<p>(19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為</p>		B
<p>(20) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</p>		B
<p>(21) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する</p>		A

	場合を含む。) に当たる 違法な行為	
	(22) 職業安定法第63条の罪 に当たる違法な行為	A
	(23) 児童福祉法第60条第1 項又は第2項(同法第34 条第1項第5号、第7号 又は第9号に係る部分に 限る。)の罪に当たる違 法な行為	A
	(24) 児童福祉法第60条第2 項(同法第34条第1項第 4号の3に係る部分に限 る。)の罪に当たる違法 な行為	B
	(25) 出入国管理及び難民認 定法第73条の2第1項の 罪に当たる違法な行為で あって、店舗型電話異性 紹介営業において会話の 機会を提供する会話の当 事者にすることその他客 に接する業務に従事させ ていたもの	A
	(26) (25)以外の出入国管理及 び難民認定法第73条の2 第1項の罪に当たる違法 な行為	B
	(27) 労働者派遣法第58条 の罪に当たる違法な行為	A
政令で定める 重大な不正行 為	(28) 刑法第136条若しくは 第137条(これらの規定 中販売又は販売目的の所 持に係る部分に限る。)、 第139条第2項、第140条、 第176条、第177条、第179 条から第182条まで又は 第187条の罪に当たる違 法な行為	B
	(29) 毒物及び劇物取締法第 24条の2第1号の罪に当	D

たる違法な行為		
(30) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(31) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(32) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B

	(33) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
	(34) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	(35) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	(36) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	(37) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
法に基づく処分に違反する行為	(38) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の12第2項(第27条第5項)及び第31条の14	C
	(39) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第31条の13第1項(第28条第4項)、法第31条の14及び条例第20条	C
	(40) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の13第1項(第28条第8項)及び第31条の14	C
	(41) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第1項(第28条第9項)及び第31条の14	C
	(42) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第1項(第28条第10項)及び第31条の14	C
	(43) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の13第2項第7号及び第31条の14	C
	(44) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第3項及び第31条の14	C
	(45) (38)から(44)まで以外の指	法第31条の14	C

		示処分違反		
		(46) 営業停止命令違反	法第31条の15第1項及び第49条第4号	A
5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20及び第31条の21第2項第2号）	法に規定する罪に当たる違法な行為	(1) 営業届出義務違反の罪	法第31条の17第1項及び第2項（第31条の2第3項）並びに第52条第4号及び第5号	B
		(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の17第2項（第31条の2第2項及び第3項）及び第54条第6号	E
		(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の18第1項（第28条第5項）及び第53条第2号	C
		(4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の18第2項第1号及び第50条第1項第9号	B
		(5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条及び第53条第3号	D
		(6) 報告・資料提出義務違反	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	(7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若		A

しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(9) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為		B
(14) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又		A

	は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為	
	(15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
	(16) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	A
	(17) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	B
	(18) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの	A
	(19) (18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
	(20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
政令で定める重大な不正行為	(21) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
	(22) 毒物及び劇物取締法第	D

		24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		
		(23) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
		(24) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
		(25) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当た		B

		る違法な行為		
		(26) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D	
		(27) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D	
		(28) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D	
		(29) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D	
		(30) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	D	
法に基づく処分に違反する行為	(31)	届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の17第2項（第31条の2第5項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	C
	(32)	清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の18第1項（第28条第8項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	C
	(33)	広告・宣伝に係る青少年電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第1項（第28条第9項）、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	C
	(34)	青少年との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	C
	(35)	年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第3項、第31条の19第	C

			1 項及び第31条の21第2項第1号	
		(36) (31)から(35)まで以外の指示処分違反	法第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	C
		(37) 営業停止命令違反	法第31条の20、第31条の21第2項第2号及び第49条第4号	A
6 特定遊興飲食店営業者に 対する許可の 取消し又は営 業停止命令(法 第31条の25)	法若しくは法 に基づく命令 又は法に基づ く条例の規定 に違反する行 為	(1) 無許可風俗営業	法第3条第1項及び第49条第1号	A
		(2) 無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22及び第49条第7号	A
		(3) 許可証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23(第5条第4項)	G
		(4) 許可証等掲示義務違反	法第31条の23(第6条)及び第55条第1号	G
		(5) 相続承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23(第7条第5項)及び第55条第2号	G
		(6) 合併承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23(第7条の2第3項(第7条第5項))及び第55条第2号	G
		(7) 分割承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23(第7条の3第3項(第7条第5項))及び第55条第2号	G
		(8) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	法第31条の23(第9条第1項)並びに第50条第1項第1号及び第2号	A
		(9) 変更届出義務違反	法第31条の23(第9条第3項)及び第55条第3号	F
		(10) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	法第31条の23(第9条第4項)	G
		(11) 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	法第31条の23(第9条第5項後段)及び第54条第2号	E

務違反		
(12) 許可証返納義務違反	法第31条の23（第10条第1項第3号）及び第55条第4号	G
(13) 不正の手段による認定の取得	法第31条の23（第10条の2第1項）及び第50条第1項第3号	B
(14) 特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載	法第31条の23（第10条の2第2項）及び第54条第3号	E
(15) 認定証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23（第10条の2第5項）	G
(16) 認定証返納義務違反	法第31条の23（第10条の2第7項第2号及び第3号）及び第55条第5号	F
(17) 名義貸し禁止違反	法第31条の23（第11条）及び第49条第3号	A
(18) 構造・設備維持義務違反	法第31条の23（第12条）	D
(19) 営業時間制限違反	法第31条の23（第13条第2項）	C
(20) 迷惑行為防止措置義務違反	法第31条の23（第13条第3項）	D
(21) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第31条の23（第13条第4項）	D
(22) 照度規制違反	法第31条の23（第14条）	E
(23) 騒音・振動規制違反	法第31条の23（第15条）	D
(24) 年少者立入禁止表示義務違反	法第31条の23（第18条）	G
(25) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第31条の23（第18条の2）	D
(26) 条例の遵守事項違反	法第31条の23（第21条）及び条例第7条	H 2 又は H 3
ア 卑わい行為等防止義務違反（34を除く。）	条例第7条第1項第1号	H 2

イ 客の就寝又は宿泊防止義務違反	条例第7条第1項第2号	H3
ウ 客の求めない飲食物の提供義務違反	条例第7条第1項第3号	H3
エ 客室等への施錠防止義務違反	条例第7条第1項第4号	H3
オ 店舗型性風俗特殊営業との兼業禁止違反 (34を除く。)	条例第7条第1項第5号	H2
カ 不安等を覚えさせる方法での呼び込み禁止違反	条例第7条第1項第6号	H3
(27) 客引き禁止違反	法第31条の23(第22条第1項第1号)及び第52条第1号	B
(28) 客引き準備行為禁止違反	法第31条の23(第22条第1項第2号)及び第52条第1号	B
(29) 年少者接客業務従事禁止違反	法第31条の23(第22条第1項第4号)及び第50条第1項第4号	A
(30) 年少者の立ち入らせ禁止違反	法第31条の23(第22条第1項第5号)及び第50条第1項第4号	B
(31) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第31条の23(第22条第1項第6号)及び第50条第1項第4号	B
(32) 管理者選任義務違反	法第31条の23(第24条第1項)及び第54条第5号	E
(33) 管理者講習受講義務違反	法第31条の23(第24条第7項)	G
(34) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反)	法第28条第1項及び第2項並びに第49条第5号及び第6号並びに条例第10条	A
(35) 従業者名簿備付け記載	法第36条及び第53	D

	義務違反	条第3号	
	(36) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の2第1項及び第53条第4号	D
	(37) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の2第2項及び第53条第5号	D
	(38) 報告・資料提出義務違反	法第37条第1項及び第53条第6号	D
	(39) 立入の拒否、妨害又は忌避	法第37条第2項、第38条の2第1項及び第53条第7号	D
他の法令の規定に違反する行為	(40) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	(41) 刑法第136条若しくは		B

	第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	
	(42) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
	(43) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
	(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アに該当するものを除	D

く。)		
(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)ア、イ若しくはウに掲げる役務(44)イに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(46) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為		A
(47) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(48) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(49) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為		B
(50) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		A

(51) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(52) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(53) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(54) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(55) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(56) (55)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(57) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C

(58) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(59) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(60) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(61) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(62) あへん法第52条（譲渡	B

	又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		
(63)	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(64)	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(65)	小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(66)	モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(67)	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(68)	刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(69)	関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項及び第2項	A
(70)	電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(71)	無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条から第7条まで	D
(72)	当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D

	の転売)		
(73)	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(74)	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(75)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(76)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(77)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(78)	動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(79)	軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、	軽犯罪法第2条	F

	第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為		
(80)	食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号及び第2項並びに第82条第1項及び第2項	D
(81)	興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条及び第8条第1号	D
(82)	旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号及び第11条第1号	D
(83)	公衆浴場法第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1号	D
(84)	道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為	道路交通法第119条第2項第7号	E

		(無許可道路使用)		
		(85) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	建築基準法第9条第1項及び第10項前段	D
		(86) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項並びに第17条の4第1項及び第2項	D
		(87) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第2項	D
		(88) その他の法令の規定に違反する行為		H 1
	法に基づく処分又は条件に違反する行為	(89) 指示処分違反	法第31条の24	C
		(90) 営業停止命令違反	法第31条の25第1項及び第49条第4号	A
		(91) 許可の条件違反	法第31条の23(第3条第2項)	C
7 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令(法第34条第2項)	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	(1) 無許可風俗営業	法第3条第1項及び第49条第1号	A
		(2) 無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22及び第49条第7号	A
		(3) 構造・設備維持義務違反	法第32条第1項	D
		(4) 照度規制違反	法第32条第2項(第14条)	E
		(5) 騒音・振動規制違反	法第32条第2項(第15条)	D

(6) 客引き禁止違反	法第32条第3項(第22条第1項第1号)及び第52条第1号	B
(7) 客引き準備行為禁止違反	法第32条第3項(第22条第1項第2号)及び第52条第1号	B
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	法第32条第3項(第22条第1項第4号)及び第50条第1項第4号	A
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	法第32条第3項(第22条第1項第5号)及び第50条第1項第4号	B
(10) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第32条第3項(第22条第1項第6号)及び第50条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	法第33条第1項及び第3項並びに第54条第6号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	法第33条第2項及び第3項並びに第55条第3号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	法第33条第4項及び第50条第1項第10号並びに条例第23条	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第33条第6項(第18条の2)	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	法第36条及び第53条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の2第1項及び第53条第4号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の2第2項及び第53条第5号	D
(18) 報告・資料提出義務違反	法第37条第1項及び第53条第6号	D
(19) 立入の拒否、妨害又は	法第37条第2項、	D

	忌避	第38条の2第1項 及び第53条第7号	
他の法令の規定に違反する行為	(20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	(21) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
	(22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第		A

	6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
	(23) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。) 又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	B
	(24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(アに該当するものを除く。)	D
	(25) (24)に規定する手段によって、客に(24)ア、イ若しくはウに掲げる役務(24)イに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若し	D

	くは借り受けることを強要する行為	
(26)	売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(27)	児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(28)	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(29)	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(30)	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(31)	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(32)	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(33)	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限	B

	る。)の罪に当たる違法な行為	
(34)	児童福祉法第60条第2項(第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	E
(35)	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(36)	(35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(37)	出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(38)	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(39)	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(40)	覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施	B

	用に係る部分に限る。) 又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4 (同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。) 又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	
(41)	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2 (同法第27条第1項、第3項又は第4項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(42)	あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(43)	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(44)	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(45)	小型自動車競走法第61	D

条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		
(46) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(47) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(48) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(49) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・凶画等の輸入）	関税法第109条第1項及び第2項	A
(50) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条から第7条まで	D
(52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(54) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D

	類の販売・供与)		
(55)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条(二十歳未満の者の喫煙禁止)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為		F
(56)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為(煙草・器具の販売)		D
(57)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(58)	動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動物のみだりな殺傷等)		E
(59)	軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(60)	食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為(人の健康を損なうおそれがある食品の販	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号及び第2項並びに第82条第1項及び第2項	D

	売、無許可営業、営業停止命令違反等)		
(61)	興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条及び第8条第1号	D
(62)	旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号及び第11条第1号	D
(63)	公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1号	D
(64)	道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用)	道路交通法第119条第2項第7号	E
(65)	建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	建築基準法第9条第1項及び第10項前段	D
(66)	消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項並びに第17条の4第1項及び第2項	D

		する設備の使用禁止等に 係る命令違反)若しくは 第5号(消防用設備等の 設置に係る命令違反等) 又は第44条第12号(消防 用設備等の維持に係る措 置命令違反等)の罪に当 たる違法な行為		
		(67) 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第16条(投 棄禁止)の規定に違反す る行為	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第25条第1項第14 号及び第2項	D
		(68) その他の法令の規定に 違反する行為		H 1
	法に基づく処 分に違反する 行為	(69) 指示処分違反	法第34条第1項	C
		(70) 営業停止命令違反	法第34条第2項及 び第49条第4号	A
8 興行場営業 (法第2条第 6項第3号の 営業を除く。) を営む者に対 する営業停止 命令(法第35 条)	法に規定する 罪	(1) 刑法第174条又は第175 条の罪		A
		(2) 児童買春・児童ポルノ 法第7条第2項から第8 項までの罪		A
		(3) 性的な姿態を撮影する 行為等の処罰及び押収物 に記録された性的な姿態 の影像に係る電磁的記録 の消去等に関する法律第 2条から第6条までの罪		B
9 特定性風俗 物品販売等営 業に対する営 業停止命令(法 第35条の2)	法に規定する 罪	(1) 刑法第175条の罪		A
		(2) 児童買春・児童ポルノ 法第7条第2項から第8 項までの罪		A
		(3) 性的な姿態を撮影する 行為等の処罰及び押収物 に記録された性的な姿態 の影像に係る電磁的記録 の消去等に関する法律第 2条から第6条までの罪		B
10 接客業務受	政令で定める	(1) 毒物及び劇物取締法第		D

<p>託営業を営む者に対する営業停止命令(法第35条の4第2項及び第4項第2号)</p>	<p>重大な不正行為</p>	<p>24条の2第1号の罪に当たる違法な行為</p>	
		<p>(2) 覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為</p>	B
		<p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為</p>	B
		<p>(4) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当た</p>	B

	る違法な行為	
	(5) 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
	(6) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為	B
	(7) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4	A

条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(8) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(9) 売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
(10) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
(12) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為		B
(13) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号		A

		又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
		(16) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
		(17) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、法第2条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
		(18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為		B
		(19) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
	法の規定による指示に違反する行為	(20) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第35条の3第1号及び第2号並びに第35条の4第1項及び第4項第1号	C